

岩手県告示第21号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成23年岩手県告示第743号）で公示した公共測量を終了した旨一関市長から次のとおり通知があった。

平成24年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 一関市
- 2 実施した期間 平成23年12月1日から同月27日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（街区基準点改定）